

介護保険

1 介護保険は、どんなしくみ？

介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、わたしたちの住んでいる渋谷区が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者（加入者）となって保険料を納め、介護が必要であると認定されると、介護サービスを利用することができます。介護サービスを利用すると、かかった費用の1割か2割または3割分が利用者の負担となり、残りは介護保険が負担します。

被保険者証

65歳以上の人に、被保険者証を発行しています。要介護認定の申請、ケアプランの作成依頼、サービスを利用するときに、提示してください。



負担割合証

要介護・要支援と認定された人または事業対象者に、利用者負担割合（1割か2割または3割）が記載された負担割合証を発行しています。ケアプランの作成依頼、サービスを利用するときに、被保険者証と一緒に提示してください。（詳しくは13ページをご参照ください。）

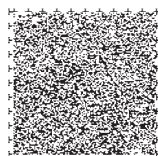
介護保険の財源

介護保険は、皆さんが負担する保険料と、公費（税金）で運営されます。

保険料 50%		公費 50%			
65歳以上の人 (第1号被保険者) の保険料 約23%	40~64歳の人 (第2号被保険者) の保険料 27%	区分	渋谷区の負担金	東京都の負担金	国の負担金
		居宅サービス	12.5%	12.5%	約25%
		施設系サービス	12.5%	17.5%	約20%



介護サービスの利用者負担



お問合せ先

介護保険課 介護相談係

☎ 3463-2137

2 保険料

保険料の決め方

65歳以上の人の保険料は、区市町村が、3年ごとの事業計画により介護サービスの規模や加入者数などをもとに保険料基準額を算定します。次に加入者の所得に応じて段階を調整し年間保険料額が決められます。基準額は原則として3年間は同額です。(低所得者の負担が重くならないように配慮されています。)

渋谷区の保険料基準額 年額：71,520円（1か月あたり5,960円）

【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度 介護保険料一覧表】

所得段階	対象となる人	保険料の負担割合	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.25 (基準額×0.45)	17,900円 (32,200円)
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	基準額×0.26 (基準額×0.51)	18,700円 (36,500円)
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.47 (基準額×0.52)
第4段階	本人は住民税非課税 で世帯に住民税課税者がいる	基準額×0.70	50,100円
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額×0.80
第6段階	本人が 住民税課税	基準額×1.01	72,200円
第7段階		基準額×1.20	85,800円
第8段階		基準額×1.45	103,700円
第9段階		基準額×1.70	121,600円
第10段階		基準額×1.95	139,500円
第11段階		基準額×2.10	150,200円
第12段階		基準額×2.50	178,800円
第13段階		基準額×2.80	200,300円
第14段階		基準額×3.30	236,000円
第15段階		基準額×4.00	286,100円
第16段階	基準額×6.00	429,100円	

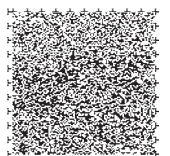
※所得段階別の年間保険料は、保険料基準額(年間)に所得段階別の保険料率を乗じ、50円未満切捨て、50円以上切上げで端数処理したもの

※第1段階から第3段階までの()内は、消費税率改定に伴う公費投入前の算定方式及び金額

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を使用

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除し、給与所得が含まれる場合は、最大10万円を控除した額を使用

※第6段階以上の合計所得金額は、給与所得または年金収入に係る所得が含まれる場合は、最大10万円を控除した額を使用



保険料の納め方

65歳以上の人の介護保険料は、医療保険（国民健康保険や職場の健康保険など）の保険料とは別に納めることになります。

年金額（老齢福祉年金、恩給は除く）が年間 18 万円（月額 15,000 円）未満の人	→ 渋谷区に個別納付
年金額（老齢福祉年金、恩給は除く）が年間 18 万円（月額 15,000 円）以上の人	→ 年金からの天引きで納付

※保険料を滞納すると、介護保険サービス利用時の保険給付が制限される場合があります。

※介護保険料は、保険料を支払った人に社会保険料控除が適用されません。

保険料の減免

生活困窮などで保険料の納付が困難な人に対し、申請により保険料を減免する制度があります。

- (1) 災害や失業などで収入が著しく減少し、一時的に保険料の支払いができなくなったときは、一定の期間、保険料の減免を受けられることがあります。
- (2) 所得段階第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階で下記のすべてに該当する人には、保険料が 2 分の 1 に減額されます。
 - ①世帯全員が住民税非課税であること（生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者は除く）
 - ②世帯の前年の収入が基準収入額（単身者は 120 万円、一人増えるごとに 50 万円を加えた額）以下であること
 - ③世帯の預貯金額が一人世帯の場合は 350 万円（一人増えるごとに 100 万円を加えた額）以下であること
 - ④住民税課税者に扶養されていないこと及び各種健康保険の被扶養者となっていないこと
 - ⑤現在居住している土地・家屋以外の不動産を所有していないこと

【申請に必要なもの】

- ①収入を確認できるもの……………（源泉徴収票・年金支払通知書・確定申告書の写しなど）
- ②預貯金額を確認できるもの……………（通帳など）
- ③健康保険証
- ④預貯金口座の届出印

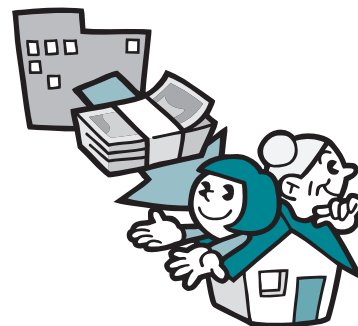
※①・②は世帯全員のもの

※申請書類は介護保険課の窓口にあります。

【申請できる人】

被保険者本人または家族

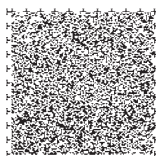
※ 第三者の場合は、委任状を提出していただきます。



📞 お問い合わせ先

介護保険課 保険料係

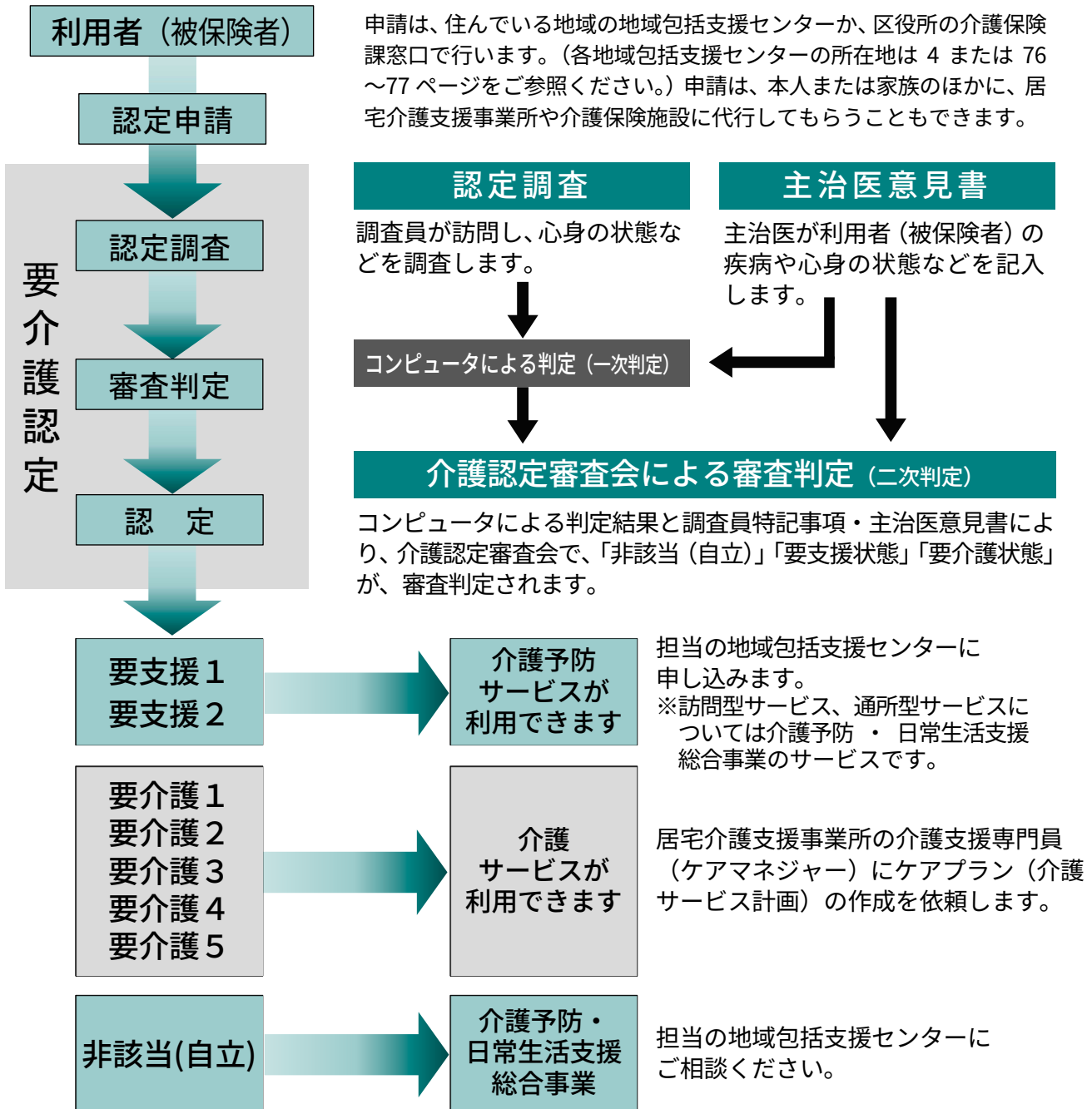
☎ 3463-2013



3 介護保険の利用は？

介護サービスを利用するまでの手順

介護が必要になったら、まず、要介護認定の申請が必要です。

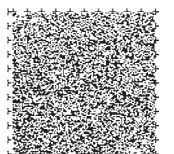


【更新申請】

認定結果には、有効期間があります（被保険者証に記載）。引き続きサービスを受けたい場合は、有効期間内に認定の更新をしなければなりません。認定有効期間の満了の 60 日前から要介護認定の更新申請ができます。地域包括支援センターにお申し込みください。

【区分変更申請】

有効期間内でも、心身の状態が急激に変化した場合は、要介護区分の変更申請ができます。地域包括支援センターにお申し込みください。



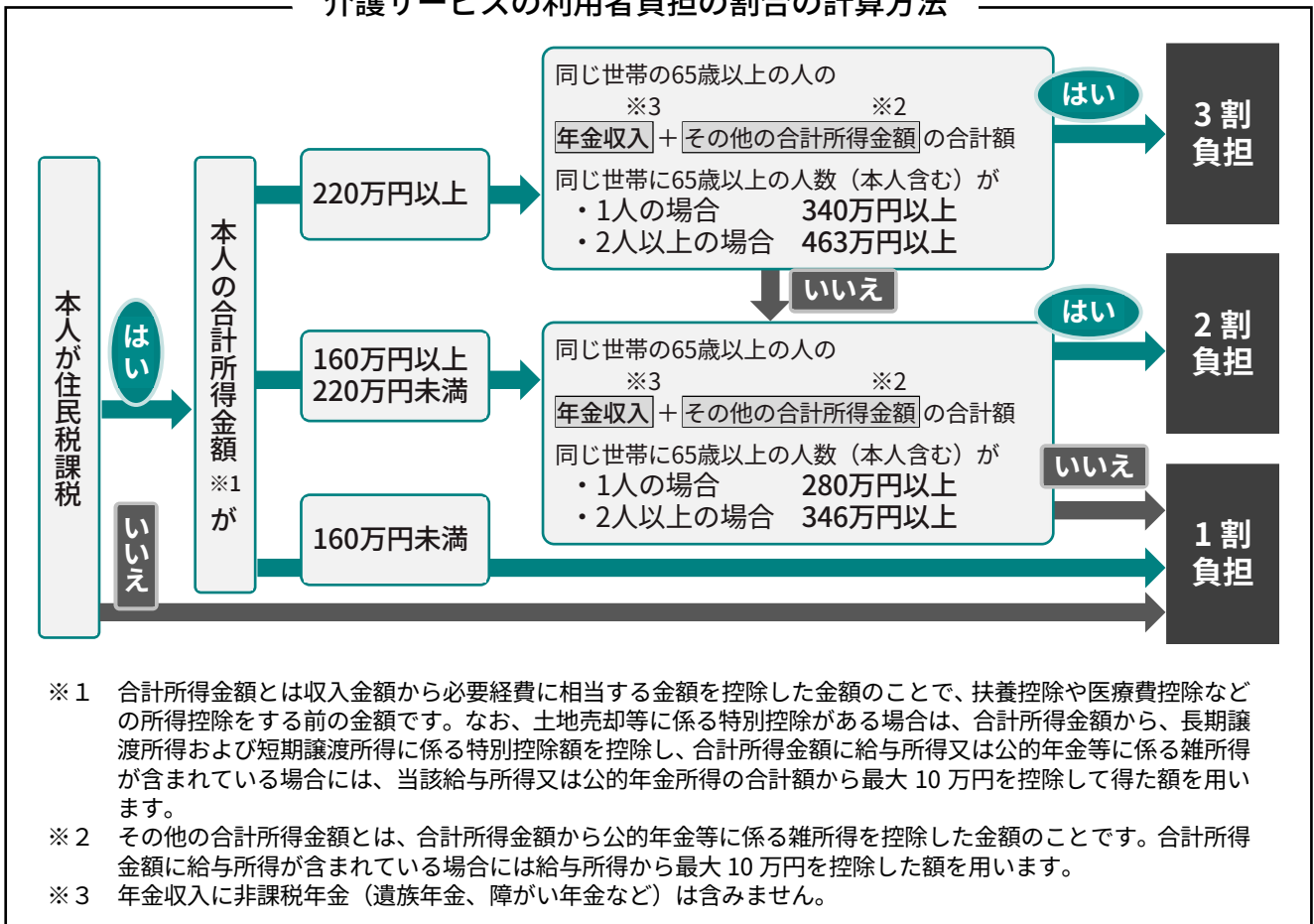
介護保険を利用したときの利用者負担

介護保険を利用したときは、かかった費用（介護報酬）の利用者負担割合分（1割か2割または3割）をサービス事業者に支払います。残りは介護保険から事業者へ支払われます。

負担割合が2割または3割となるのは、65歳以上の人（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある人です。

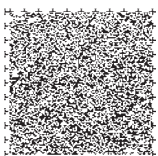
要介護・要支援と認定された人または事業対象者に、利用者負担割合（1割か2割または3割）が記載された負担割合証を発行しています。ケアプランの作成依頼、サービスを利用する時に、被保険者証と一緒に提示してください。

介護サービスの利用者負担の割合の計算方法



? お問い合わせ先

■介護（予防）サービス利用に関すること 介護保険課 介護給付係	☎ 3463-1997
■総合事業のサービス利用に関すること 介護保険課 介護総合事業係	☎ 3463-1888
■要介護（要支援）認定に関すること 介護保険課 介護認定係	☎ 3463-2016
■制度一般・サービス等に関する相談や苦情について 介護保険課 介護相談係	☎ 3463-3304
■負担割合の計算に関すること 介護保険課 保険料係	☎ 3463-2013



介護保険で利用できるサービス

介護保険で利用できるサービスには、居宅サービスと施設サービスがあります。

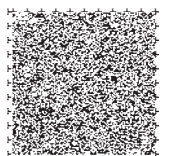
居宅サービスの種類の中には、要支援 1、2 と認定された人が受けられる「介護予防サービス」および要介護 1～5 と認定された人が受けられる「介護サービス」があります。

（「地域密着型サービス」は、住所地の区市町村でのみ利用できるサービスです。）

■ 居宅サービス

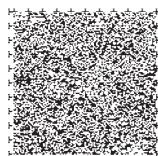
介護予防サービス（要支援 1、2 の人が利用できます。）

	サービス名	サービスの内容
訪問サービス	介護予防訪問入浴介護	自宅を訪問し浴槽を提供して入浴介護を行います
	介護予防訪問看護	看護師などが自宅を訪問して療養上の世話などを行います
	介護予防訪問リハビリテーション	自宅でできる生活行為を向上させるためにリハビリを行います
	介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師などが訪問して療養上の管理や指導を行います
通所サービス	介護予防通所リハビリテーション	日常生活上の支援や生活行為向上のリハビリに加え、目標に合わせて運動器の機能向上などのサービスを選択して利用できます
短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護、 介護予防短期入所療養介護	家族の病気など在宅でのサービス利用が困難なときに施設に短期入所して生活行為の維持・向上に向けた支援を受けられます
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とした通所介護（デイサービス）です
	介護予防認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者が共同生活を送りながら介護サービスを受けます （要支援 2 のみ）
	介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ て利用できます
その他	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの施設において自立した生活を目的とした 支援を受けられます
	介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものを貸与します
	介護予防福祉用具購入費支給	介護予防に資する入浴、排泄などに使用する福祉用具の購入費を 支給します
	介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けなどの住宅改修費用を支給します



介護サービス（要介護 1～5 の人が利用できます。）

	サービス名	サービスの内容
訪問サービス	訪問介護	自宅で入浴や食事などの介助が利用できます
	訪問入浴介護	自宅を訪問し浴槽を提供して入浴介護を行います
	訪問看護	看護師などが自宅を訪問して療養上の世話などを行います
	訪問リハビリテーション	理学療法士などが訪問してリハビリを行います
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師などが訪問して療養上の管理や指導を行います
通所サービス	通所介護（デイサービス）	施設に通所して日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を利用できます
	通所リハビリテーション	施設に通所して日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを利用できます
短期入所サービス	短期入所生活介護、 短期入所療養介護	家族の病気など在宅でのサービス利用が困難なときに、施設に短期間入所して日常生活上の支援やリハビリを利用できます
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中、夜間を通じて 1 日複数回の定期訪問と随時の対応を、介護・看護が一体的にまたは密接に連携しながら提供します
	夜間対応型訪問介護	夜間においての定期巡回訪問、または通報を受けての随時訪問により介護サービスを受けられます
	地域密着型通所介護	定員が 18 人以下の小規模な通所介護（デイサービス）です
	認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を対象とした通所介護（デイサービス）です
	認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者が共同生活を送りながら介護サービスを受けます
	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせで利用できます
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型サービスです
	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員 29 人以下の有料老人ホームに入居し、介護サービスを受けます
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所し、介護サービスを受けます（原則として、要介護 3 以上）
その他	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居し、介護サービスを受けます
	福祉用具貸与	自立を助けるための福祉用具を貸与します
	福祉用具購入費支給	入浴、排泄などに使用する福祉用具の購入費を支給します
	住宅改修費支給	手すりの取り付けなどの住宅改修費用を支給します



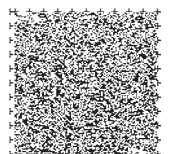
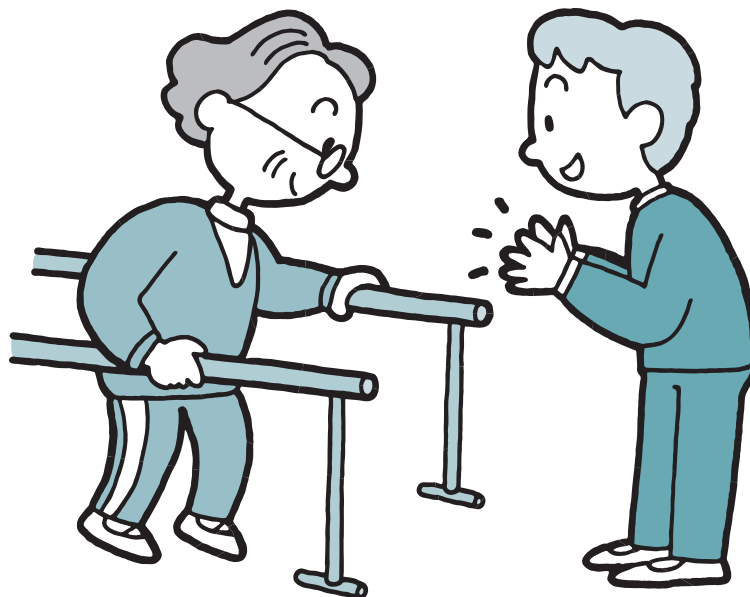
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）で利用できるサービス

予防給付（要支援1・2の認定を受けた人に対するサービス）のうち介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が総合事業に移行しました。これまでどおりの国基準相当のサービスのほかに、渋谷区が独自に緩和した基準（人員配置や利用料など）による訪問サービスA、通所サービスAなどを実施します。（原則として、住所地の区市町村でのみ利用できるサービスです。）

■ 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた人、基本チェックリストで事業対象者と判定された人が利用できます。

	サービス名	サービスの内容
訪問型サービス	国基準訪問サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助を行います
	訪問サービスA	身体介護を除く、自立支援・介護予防のための生活援助を行います
通所型サービス	国基準通所サービス	生活機能向上のための機能訓練などを行います
	通所サービスA	短時間の機能訓練など（入浴は除く）を行います
	通所サービスC	リハビリ専門職などによる短期集中リハビリトレーニングです



4 居宅サービス費用のめやす

要介護状態区分ごとに介護保険で利用できるサービスの上限額（支給限度額）が決められています。利用するときは、限度額の範囲内で組み合わせ、有効に利用しましょう。利用者負担は原則として、かかった費用の1割か2割または3割です。

居宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	利用できるサービス種別	居宅サービスの支給限度額 （1か月あたり）
要支援1	介護予防サービス （生活機能を維持・向上させるサービスです）	5,032単位
要支援2		10,531単位
要介護1	介護サービス （自立した生活を支援するサービスです）	16,765単位
要介護2		19,705単位
要介護3		27,048単位
要介護4		30,938単位
要介護5		36,217単位

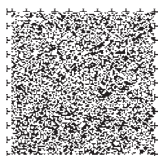
※支給限度額を超えた部分は全額自己負担になります。

支給限度額は、サービスごとに決められている「単位」数で管理されます。これを金額に直すと、1単位は通常は10円です。ただし、提供を受けるサービスの種類により1単位に10円、10.90円、11.10円、11.40円を乗じた金額になります。詳しくはケアマネジャーにお問い合わせください。

5 施設サービス

要介護1～5に認定された人が利用できます。施設サービスは、介護が中心か、治療が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設を4種類から選択します。

<p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</p> <p>日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や健康管理が受けられます。原則、要介護3～5と認定された人が利用できます。</p>	<p>介護老人保健施設（老人保健施設）</p> <p>病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。</p>
<p>介護療養型医療施設（療養病床等）</p> <p>急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。医療、看護、介護などが受けられます。</p>	<p>介護医療院（介護療養型医療施設の転換施設）</p> <p>長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。</p>



6 施設サービス費用のめやす

施設サービスを利用した場合にかかる費用は、①サービス費用の1割か2割または3割、②食費、③居住費、④日常生活費の合計額になります。

施設サービスの利用者負担（例） *東京23区内の施設（多床室）を利用した場合

施設	日額			月額 (1か月を30日として計算) ※この他に④日常生活費がかかります
	①サービス費用(1割負担の場合) 要介護1～要介護5	②食費 (基準費用額)	③居住費 (基準費用額)	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	625円～924円	1,445円	855円	88,000円～ 97,000円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	859円～1,094円		377円	81,000円～ 88,000円
介護療養型医療施設 (療養病床等)	748円～1,250円			78,000円～ 93,000円
介護医療院 (介護療養型医療施設の転換施設)	900円～1,485円			82,000円～ 100,000円

※ 金額は、要介護度や居室の種類（多床室、従来型個室、ユニット型個室的多床室、ユニット型個室）、介護職員処遇改善加算などによって異なります。

※ ②食費、③居住費については、減額の制度があります。21ページをご参照ください。

7 そのほかの居宅サービス

福祉用具購入費の支給

身体機能が低下した在宅の要支援・要介護者が、日常生活の自立を助ける用具を購入する場合、いったん全額を自己負担したのち、申請をすると保険給付分(9割か8割または7割相当額)が福祉用具購入費として、あとで支給されます(償還払い)。残りの1割か2割または3割は利用者負担となります。また、販売業者の同意を得て、購入費の利用者負担分を支払い、保険給付分を区から販売業者に振り込むこともできます(受領委任払い)。

※ 販売業者として、都道府県に登録している事業者からの購入が対象となります。

■ 支給額 10万円(年間)

ただし、同一年度内に同じ福祉用具を購入した場合は支給の対象となりません。(破損、介護度が著しく高くなり使用が不可能になった場合を除く)

■ 申請方法

「福祉用具購入費支給申請書」に必要書類を添えて、介護保険課の窓口へ提出してください。

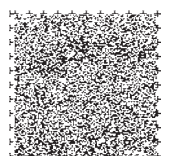
■ 必要書類

・領収書(宛名は被保険者本人) ・カタログのコピー(購入商品・定価がわかるもの)

〈対象となる用具〉福祉用具のうち、貸与になじまないもの(下記参照)。

- 腰掛便座 ● 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 入浴補助用具 ● 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具

※腰掛便座のうち、ポータブルトイレについては、要支援の人は原則対象となりません。



住宅改修費の支給

身体機能が低下した在宅の要支援・要介護者が、居住している住宅を改修する場合に、介護度とは関係なく対象工事費の上限 20 万円まで申請することができます。支給額は保険給付分として、実際の工事額の 9 割か 8 割または 7 割相当額です。残りの 1 割か 2 割または 3 割は利用者負担となります。

〈対象となる工事〉

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え
- 滑り止めおよび移動の円滑化などのための床、または通路面の材料の変更

申請方法

申請方法は下記の 2 種類ありますが、いずれも着工前の申請になりますのでご注意ください（すでに終わっている工事は対象になりません）。申請には、ケアマネジャーなどの書く書類が必要になりますので、事前にご相談ください。

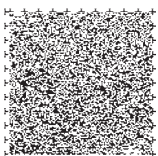
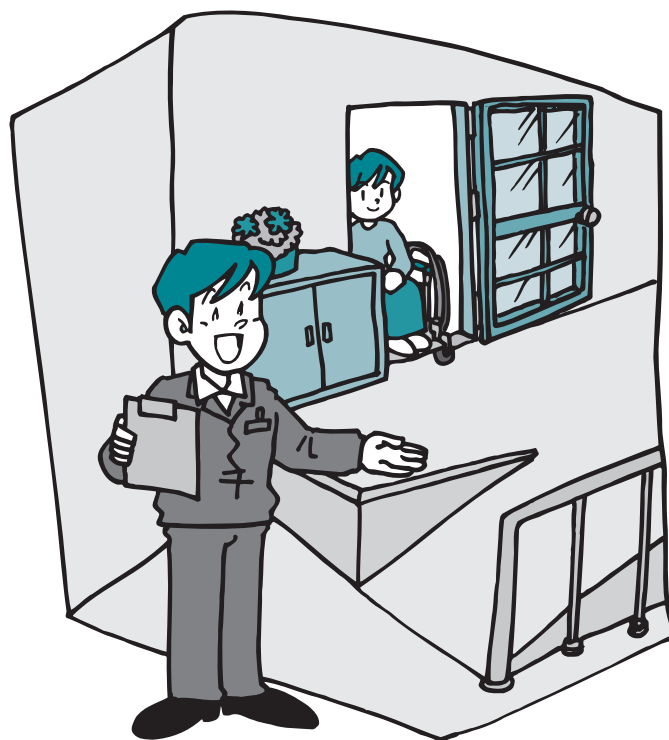
〈償還払い申請〉

- 事前申請後、承認を得たのち着工し、工事完了後施工業者に工事金額の全額を利用者が支払い、保険給付となる工事費の 9 割か 8 割または 7 割相当額を利用者が受領する方法。

〈受領委任払い申請〉

- 事前申請後、承認を得たのち着工し、工事完了後施工業者に工事金額の 1 割か 2 割または 3 割相当額を支払い、保険給付となる工事費の 9 割か 8 割または 7 割相当額は施工業者が受領する方法。

※事前に施工業者がこの方法で工事を請けるかどうか、確認する必要があります。



8 利用者負担が高額になったときは

高額介護（予防）サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請をすると、超えた分が「高額介護（予防）サービス費」「高額介護予防サービス費相当事業費」としてあとから支給されます。

所得区分		利用者負担の上限額 (ひと月あたり) ※1
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上		世帯で 140,100 円
課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 以上 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満		世帯で 93,000 円
課税所得 145 万円 (年収約 383 万円) 以上 課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満		世帯で 44,400 円
世帯全員の 住民税が非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	世帯で 24,600 円
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 ・老齢福祉年金受給者	世帯で 24,600 円 個人で 15,000 円
生活保護受給者		個人で 15,000 円

※1 福祉用具購入費・住宅改修の利用者負担額、施設サービスなどでの食費・居住費・日常生活費などは高額介護（予防）サービス費・高額介護予防サービス費相当事業費の支給対象とはなりません。

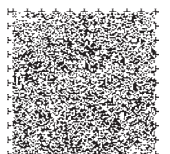
〈申請方法〉 該当する人には、支給申請書を区から送付します。
必要事項を記入の上、介護保険課の窓口へ提出してください。

高額医療合算介護（予防）サービス費

世帯での 1 年間（8 月分から翌年 7 月分まで）の介護保険と医療保険の自己負担の合算額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合は、それぞれの制度から払い戻しを受けられます。

世帯単位の自己負担限度額

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上)	被用者保険または 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳)	所得区分 (基礎控除後の 総所得金額)	被用者保険または 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満)
課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円	901 万円超	212 万円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円	141 万円	600 万円超 901 万円以下	141 万円
課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円	67 万円	210 万円超 600 万円以下	67 万円
課税所得 145 万円未満	56 万円	56 万円	210 万円以下	60 万円
低所得者Ⅱ	31 万円	31 万円	住民税非課税世帯	34 万円
低所得者Ⅰ	19 万円	19 万円		



高額介護サービス費等貸付制度

区では、住宅改修、福祉用具購入などのサービス利用で、利用者が一時的に支払う費用が高額となり、事業者への支払が困難な場合に、保険給付の見込み額の範囲で、資金を貸し付ける制度があります（無利子）。介護保険課にご相談ください。

9 利用者負担の軽減制度

居住費と食費の負担限度額

介護保険施設に入所したときや、ショートステイサービスを利用したときの居住費と食費について、下表のとおり所得区分に応じた負担の限度額が認定されます。介護保険課 介護給付係へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

■ 対象者および利用者負担限度額認定の段階

- ①利用者を含む世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が、住民税非課税であること
- ②利用者および配偶者の預貯金等の合計が所得区分に応じた要件を満たすこと

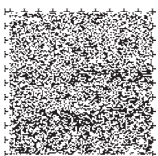
所得区分		預貯金等	利用料負担段階
世帯全員が非課税者	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	第1段階
	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	第2段階
	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	第3段階①
	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	第3段階②
住民税世帯課税者		—	第4段階（非該当）

※第2号被保険者（65歳未満の方）の預貯金等の要件については、所得区分にかかわらず、単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下です。

■ 居住費・食費の負担限度額（日額）

	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設	ショートステイ
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額です。



介護保険サービス等利用者負担額助成制度（渋谷区独自の軽減策）

年間世帯収入額および預貯金額が下表の基準額以下で、介護保険の利用者負担割合が1割の人が、対象サービスを利用したとき、利用者負担額が軽減されます。（介護保険料を滞納している人は軽減を受けられません。）

世帯員	基準収入額		基準預貯金額
	賃貸住宅	持ち家など	
1人	240万円	200万円	350万円
2人	340万円	275万円	450万円
3人	440万円	350万円	550万円
4人	540万円	425万円	650万円

対象となるサービス

①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤通所介護、⑥通所リハビリテーション、⑦短期入所生活介護、⑧短期入所療養介護、⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑩夜間対応型訪問介護、⑪地域密着型通所介護、⑫認知症対応型通所介護、⑬小規模多機能型居宅介護、⑭看護小規模多機能型居宅介護、⑮国基準相当訪問型サービス、⑯国基準相当通所型サービス、⑰区独自基準訪問型サービスA、⑱区独自基準通所型サービスA

※①⑤⑨⑩⑪⑭には、介護予防サービスはありません。

※⑮～⑱は総合事業のサービスです。

助成割合

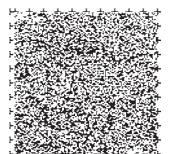
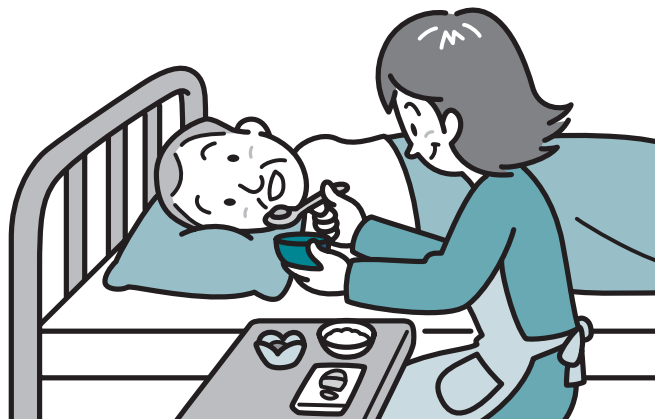
実際に支払った利用者負担額（介護費・事業費）の70%を助成します。

※更に⑤⑥⑪⑫⑯⑱については食費、⑦⑧⑬⑭については滞在費と食費の自己負担額の25%を助成します。

📞 お問い合わせ先

介護保険課 介護給付係

☎ 3463-1997



10 利用者保護について

介護保険制度は、利用者がサービス事業者を選択して契約によりサービスを利用するしくみです。渋谷区では、安心してサービスを利用できるようにするために、利用者の苦情や相談の窓口、審議機関（渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会）を設置しています。

介護保険相談員 福祉の専門的な知識や豊富な経験を持つ相談員が、区役所で相談をお受けします。

※ そのほか、各地区の地域包括支援センター（4 または 76～77 ページ参照）でも、苦情や相談をお受けします。

① お問合せ先

■ 苦情や相談に関すること

介護保険課 介護相談係

☎ 3463-2137

相談電話

☎ 3463-3304

■ 渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会に関すること

福祉部 管理課 指導監査主査

☎ 3463-3362

